

鍋島窯について～その歴史と組織～

鍋島窯は、文字通り肥前鍋島藩が藩の御用窯として作った窯であり、これらを経営するための専門の組織等も作られ、御用品が生産されていた。これら御用品は、販売を目的としたものではなく、鍋島藩邸で使用するための御用品として、また、幕府や朝廷、他藩等への献上品、贈答品としての目的のために生産されていた。この為この鍋島窯で生産された皿、碗等の品々は極めて高度な技術で、芸術的なものであり、これらを生産した職人たちも、有田近傍で選び出された優れた技巧の持ち主たちで構成されたエリート集団であった。

では、実際鍋島窯はどのような歴史を持ち、どのような組織でこれらを生産してきたのか、窯を中心としてその生産体制について見てゆきたいと思う。

そもそも、この肥前国で窯業が始まったのは、一説には南北朝、もしくは室町時代頃に始まった、いわゆる「古唐津」からと言われ、地理的条件等により、秀吉の文禄慶長の役以前から朝鮮人陶工により始まっていたものと考えられている。

1592年から1596年に行われた、豊臣秀吉の文禄慶長の役によって日本へと渡来して来た朝鮮人陶工によって、九州地方において数多く起こった窯は、とりわけ肥前国一帯に多く、唐津・佐賀・多久・武雄北部・武雄南部・平戸北部・平戸南部・諫早の諸系統に分かれるという。

その中でも、多久系に属する有田において、李三平（のち帰化して金ヶ江三兵衛）が有田泉山で白磁鉢を発見した事により日本でも始めて元和2年（1616年）（一説にはそれ以前の慶長年間に成功していたとも言う）磁器焼成に成功したことで、この地では磁器生産が盛んになってゆくことになった。

その後有田には磁器焼成窯が次々開かれ、寛永14年（1637年）には藩によって生産業者を150戸に規制し、免許制とする程にまでなっていた。

これらは今日、古伊万里と呼ばれ、生産地の有田と、その積み出し港である伊万里のその後の発展の基礎を築くともに、それまで上流階級の贅沢品であった磁器を大衆品として一般化してゆく為の始まりでもあった。

鍋島窯について～その歴史と組織～

また寛永末頃には、酒井田柿右衛門によって赤絵付技術が完成され、本来一子相伝であったこの技術が、いつの頃からか広く漏れだし、寛文2年（1662年）には赤絵付専門の上絵師も現れた。藩ではこれら上絵師を赤絵町に集め11戸（のち16戸）に規制し名代札を与えた事で、窯焼業者と赤絵付業者の分業化が成り立った。

これら有田とその積み出し港の伊万里の急速な発展により、窯数も150から200へと増加し、武士階級から町人階級の好みにあった豪華なものが大量に生産されていった。

この急速な有田の発展を見て、鍋島藩は寛永5年（1628年）副田喜左衛門日清を「御陶器方主任」に任じ、御用窯として有田、岩谷河内に開いたのが鍋島窯の創始である。この鍋島窯では、後にそれまでの中国的な様式とは違う純日本風の様式の「色鍋島」を作り上げてゆき、有田を中心として肥前磁器は「柿右衛門」「伊万里」「鍋島」と三つの流れを組みながら発展してゆく事になる。

鍋島藩によって開かれた鍋島窯の運営に関しては、中国の宋代、明代の官窯をその手本とした節があり、その組織・職制を参考として御用窯の組織化を進めたものと考えられている。

この組織化により、職人の技術が育成されるとともに、赤絵付を民間の職人に委託した事や、民窯や赤絵付職人の登録制にするなど民窯の保護・振興にも寄与した。

この組織化は、従来趣味の範囲の中で他藩においても御道具窯として開かれた御庭焼とは違い、鍋島藩のそれを藩営企業的生産窯としての性格を与えることとなり、そこにこそ鍋島窯の特徴、性格が見られる。ただ、これは陶磁器に限らず、領主と直接結びついた「御用聞職人」の制がどの藩にも存在しており、職人に特権が与えられて御用道具、美術品を生産していた事に留意しなければならず、この鍋島窯もその範疇に入るものとして見ることも必要である。

藩窯は、鍋島藩の直轄窯であったため、産業保護奨励策の一環と言う藩政に強く反映した組織化が行われている。

藩庁直属の組織として有田皿山番所（会所）（有田皿山代官が主宰）という取締保護の役所がおかれ、この役所の下に藩窯である御道具山が置かれていた。この御道具山には藩庁派遣の御陶器役方の詰所が置かれていたが、詰所自体は有田皿山番所の管轄である。この、有田皿山番所は藩窯以外にも有田周辺の窯業の取締保護及び、民事裁判等も含まれた重要な役所であった。有田皿山代官と本庁派遣の御陶器役方は基本的には別組織からなっているが、緊密な連携を保ちながら藩窯の運営保護、民窯の奨励に直接当たっていた。また、有田皿山番所の下部組織としては御道具山詰所の他、石場詰所という、泉山の石場を守り取り締まる部署も有る。

皿山代官の職務を具体的に示すと、御道具山の管理、有田一帯の民窯保護（営業許可など免許の発行など）、民生安定の諸政策施行、原材料地取締、他国者の処理（御道具山の密入者・技術漏洩・御細工人の逃亡等の取締）、民事訴訟、御道具山の管理（主に御細工人やその他そこに住む人間の警衛保護）、本藩よりの藩窯への御注文書・臨時注文書の手交、生産から納品までの間接的監督等が挙げられる。

一方の、本藩派遣の御陶器役方の職務は専ら御道具山のみを司り、本藩よりの御注文書に合わせ、それぞれの品種別に生産個数を定め、意匠・文様を研究し、生産計画を立て、諸原材料・道具の吟味手配、御細工人に対する一切の直接監督・待遇処理・生産技術向上、上絵付までの全生産工程の管理、有田内山の赤絵屋との連絡・技術監督、製品検査等々、直接的な現場監督としての役割を担っていた。そして、この御陶器役方は初期の頃は、副田喜左衛門日清の一族が仰せつかっていた。

実際に生産した職人は「御陶器方」、すなわち御細工人は、細工方11人、画工9人、捻細工4人、その下に下働7人を加えた全31名で構成され、御道具山に居を構えて、技術漏えい等を恐れ外界とは隔絶した環境の中で生産していた。またこの他に、御手伝窯焼として本手伝10人、助手伝6人がいた。

さらに、委託外注としての御用職として御用赤絵師（有田内山の赤絵屋）（これは寛文年間以降でありそれまでは基本的には御道具山の職人が赤絵を描いていた）、御用鍛

治屋、御用土伐（泉山・白河地区で原材料を採掘した）、御用石工、薪方頭取（燃料確保の役）などがその都度指名された。

御細工人の任用に関しては、世襲制ではなく技術、能力に秀でたものが居れば、皿山代官などの推薦によって有田一帯の民窯の中から抜擢され、一方で能力・技術の低いものは容赦無く罷免されるという実力・成果主義である。これは、元禄六年に藩主鍋島光茂に皿山代官に下された指令書（相渡手頭）などにも強く示されており、技術の維持・向上を強く指示し、優れた人材登用、技術不足の者の罷免等、藩主自らが指示しており関心の高さがうかがえる。しかし、御細工人に抜擢されると身分と生活が保証されることもあり、民間の職人にとっては憧れの的であり、出世の第一歩であった。

実際、御細工人には扶持米（年360石）、その他生産奨励金を貰い、諸税・諸役の免除等、武士階級もしくはそれ以上の待遇であった。その一方で、毎年一定量の製品納入義務もあり、注文書によっては全体で年間大小合わせて5千個以上の注文をこなす必要もあり、粗製には厳しく技術の高さが要求された。また、陶技は秘密厳守で、他国はおろか領内の民窯にも技法を伝えてはならず、御細工所は警戒厳重で、みだりに立ち入れなくなっていた。質の悪い不良品の処分も厳重で、詰所役人の住居裏手の一カ所だけに、砕いて埋めると言う程の徹底ぶりであった。

御細工人は外出が出来ないため、日用雑貨等の買い物は御道具山番士立会の上門前にて行われたという事から、御細工人は身分・生活が保証されている代わりに、かなりの規制下に置かれた生活を強いられていたと考えられる。

窯に関しては、3度藩窯が移転した事があり、第一期岩谷川内（いわやごうち）時代（寛永5年1628年から寛文年間にかけて）、第二期南川原山（なんがわらやま）時代（寛文年間から延宝3年1675年まで）、第3期大河内山（おおかわちやま）時代（延宝3年から明治廃藩置県まで）に分かれるものと考えられており、第一期及び第二期は藩窯として特別に開かれたものではなく、民窯を利用していたものと考えら

れており、所在地を含め詳細は分かっていないのが現状である。

ただ、第三期の大河内山の藩窯は発掘が行われており、ある程度詳細が分かっている。

全長137メートル、平均勾配約9.5度、窯室27から30室の連房式登り窯で、各々の焼成室も大規模なもので、平均して奥行き約4.5メートル、幅約8メートルである。藩窯として使われていたのは中央3室（どの部分かは特定できていない）のみで、その他は民間に無料で貸し出されていたようである。

第一期はまず、副田日清が高原五郎七から学んだ青磁焼造技術によって、藩窯として藩の御用品を生産し始めたことから始まっており、まだ技術、生産体制も整っていない時期であり、一元的に藩の御用を受けていたわけではなく、南川原の酒井田柿右衛門や、有田の辻喜左衛門などにも藩の用命が有る等民窯にも依存していた事が分かっている。いずれにしても、藩窯の歴史の基礎がここに築かれ、この後300年近くにわたり発展してゆく事になる。

御道具山主任副田日清が承応3年に没し、副田喜左衛門清貞がその後を継ぎ、その時期南川原山に窯を移す必要に迫られた。その理由としては、詳細は分かってはいないが、岩谷河内が街道筋で、藩窯の秘密漏洩を恐れたか、柿右衛門の赤絵付技法完成後、藩窯では、これを応用する必要があったため、柿右衛門の窯の近くに移転したのではないか、等いくつか挙げられている。その結果移窯されたのが第二期である。

第三期は、寛文7年の副田清貞死後に後を継いだ副田勝次郎清長が南川原に移転して十数年後、延宝3年に再度移転した事から始まる。移転した先の大河内山は険しい山の秘境の中と言う、他とは完全に隔絶された環境であり、この移転理由は他国人の出入りが激しかった南川原山では、技術が漏洩してしまう事を恐れた事や、隔絶された環境であるため藩窯技術の秘密保護と言う目的、静かで磁器生産に集中できる事、また、優良な青磁の釉料が見つかった事などが考えられている。いずれにしても、この一番長い第三期が鍋島窯の大成時代であり、この後明治に至るまでの約200年間

を特別な環境下で高度な技術により磁器生産が続けられる事となる。

次に、御用赤絵屋の制度について見てゆくと、この御用職は他の御用職とは違い常時雇用の職務であった事にその特徴がある。そもそも、始めの頃は赤絵付は御道具山でも行っていたようであり、赤絵窯も持っていたが、その後民間の優れた赤絵屋に委託するようになった。このため、みだりに赤絵付の仕事が許されず、赤絵屋は全て登録制となり、寛文12年には11戸、明和7年には16戸に規制された。この事が、「色鍋島」の精巧な美しさを育ててゆく事となる。赤絵屋は有田皿山の赤絵町に集められており、この町名は現在でも残っている。業者を集住させたのは、御道具山同様に技術漏洩を恐れての事とも言われており、実際漏洩の防止策として、安永7年に赤絵屋の相続法及び使用人の移動等の規定を特に厳しくし、顔料の調合法などは主人と相続人以外は伝承できなくし、転居・結婚など生活の隅々まで戒めが設けられていた。

御用赤絵屋に赤絵付には、直接御用赤絵屋において行われることになり、厳重な警護の下御道具山で作られた製品が運び込まれ、上絵付けから赤絵窯での火入れ焼成まで皿山代官の直属となり、御陶器方所属の監督見張りの役人が始終保護していた。焼成時には、まず火入れの際に藩主の御紋入り高張提灯が立てられ、帯刀の見張り役人が立会、窯焼きでは陶窯祈願所（有田・法元寺）で身を清めてから行っていた。

以上、鍋島窯について、その組織、窯の移り変わり、赤絵付業者について概観してきたが、このように、鍋島窯は極めて特殊な環境の下、選ばれた職工、限られた赤絵屋の高い技術によって支えられており、その技術は他国はおろか、自国の民間業者にも漏れないよう、秘密保護に極めて気を使っていたことがよく分かる。

それは、民間に販売するためのものではなく、献上品・都合品という極めて高級な品を作ることから、他の民用の日用品の生産者とは違う、プロとしての意識を与え、美術家集団としての誇りを持たせるためのものであった。それは、鍋島藩が藩を挙げて取り組んだ政策であり、藩がパトロンとして美術品生産を助成するとともに、さらに広げて有田の陶磁器生産の保護育成につなげようとする政策の一環であった。

鍋島窯について～その歴史と組織～

また、鍋島藩にとって、この陶磁器生産は重要な産業であり、鍋島窯はその陶磁器産業の技術力の高さを誇るための宣伝役としての役割も持ち合わせ、そのためにも藩がこの窯を重視し、特別な組織を形成して保護していたものと考えられる。

参考文献

鍋島藩窯調査委員会編「鍋島藩窯の研究」（1954年、平安堂）

永竹威「日本のやきもの集成 1 1九州 I」（1980年、平凡社）